

資料 5 - 9

( 5 - 9 - 1 ~ 5 - 9 - 5 )

# 説明資料

( 諮問第 496 号、諮問第 497 号関係 )

・ するめいか



# 令和7年度資源評価結果の概要

## 秋季発生系群（主に日本海を北上）

- 2025年の親魚量（※1）は3.9万トン。
- 目標管理基準値（※2）25.5万トンおよび限界管理基準値（※4）12.3万トンを下回る。

年	資源量（万トン）（※5）	親魚量（万トン）
2023	12.3	4.9
2024	10.8	4.7
2025	12.0	3.9

- ※1 親魚量：漁期終了後まで生き残り、翌年の資源を生む親魚資源の量。
- ※2 目標管理基準値：最大持続生産量（※3）を実現することを目指して設定される、資源管理上の目標となる基準値。
- ※3 最大持続生産量（MSY）：現在および合理的に予測される将来の自然的条件の下で、持続的に漁獲することが可能な水産資源の数量の最大値。
- ※4 限界管理基準値：資源水準の低下により最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するための閾値。スルメイカについては、暫定管理基準値となっている。
- ※5 資源量：単年性のスルメイカについては、ある年に漁獲対象となった（加入した）資源の量。

0

## 昨年度の資源評価からの変更点

### 1. 今後の加入の想定（バックワードリサンプリング法（※1））に関する変更

→将来予測（※2）に今年の加入状況を反映させた

変更前：資源評価当年である2025年のデータを含まない。2026年以降は2020～2024年のような加入状況が続くと仮定。

変更後：資源評価当年である2025年のデータを含む。2026年以降は2021～2025年のような加入状況が続くと仮定。

- ※1 バックワードリサンプリング法：直近の加入状況が直近の将来にも継続すると仮定して将来予測を行う方法。
- ※2 将来予測：資源評価結果を基に、将来の資源量や親魚量がどのように変化するかを予測すること。

### 2. 韓国いか釣りCPUEの採用

→日本海の大陸側の資源情報の反映

変更後：日本水域の資源情報として調査・中いか・小いかCPUE（※3）と大陸側の資源情報として韓国いか釣りCPUEを用いて資源量を推定。

- ※3 CPUE：Catch Per Unit Effortの略で努力量当たりの漁獲量。漁業に従事した時間や回数等で漁獲量を割り比較できるようにしたもの。

1



# スルメイカ (秋季発生系群) ①

スルメイカは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち秋季に日本海西部～東シナ海北部で発生し、主に日本海を春～夏季に北上、秋季に南下する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

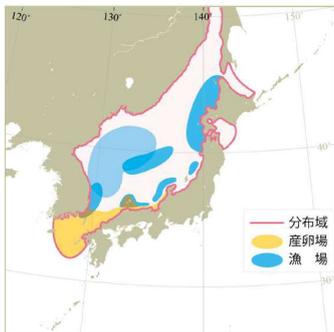


図1 分布域

日本海に広く分布し、一部は津軽海峡や宗谷海峡を通じて太平洋やオホーツク海にも分布する。産卵場は主に秋季に山陰～東シナ海北部に形成される。

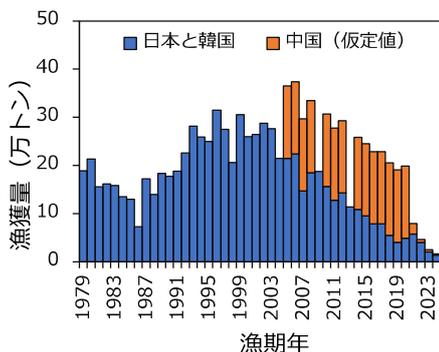
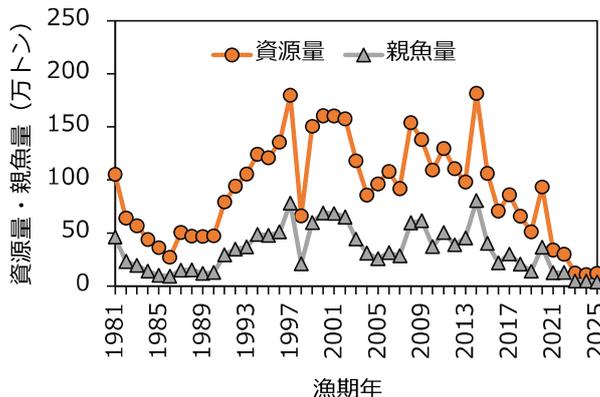


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1980年代には少なく、1990年代に増加し、1996年漁期に31.5万トンとなった。中国の漁獲量仮定値を含めると2005～2006年漁期をピークに減少傾向で、2024年漁期の漁獲量は日本と韓国の合計で1.4万トン、中国の漁獲量仮定値(0.3万トン)を含めると1.6万トンである。

図3 資源量・親魚量

資源量は1990年代に増加し、1990年代後半から2010年代前半にかけて変動はあるものの高い水準で推移した。2016～2019年漁期は減少し、2020年漁期に一旦は増加したものの、2021年漁期以降低い水準となった。親魚量は直近5年間(2020～2024年漁期)で見ると減少傾向で、2024年漁期には4.7万トンであった。2025年漁期の資源量と親魚量は予測値である。

2

2025年12月19日公開

# スルメイカ (秋季発生系群) ②

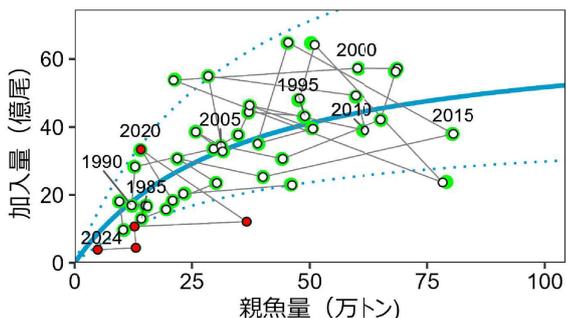


図4 再生産関係

1981～2019年漁期の親魚量と1982～2020年漁期の加入量\*に対し、ベバートン・ホルト型の再生産関係(青太線)を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸と赤丸は2025年度資源評価で更新された観測値である。また図中の数字は加入した年を示す。

\*本種の寿命は1年であるため、漁期後の資源量が親魚量、翌年の漁期前の資源尾数が加入量である。

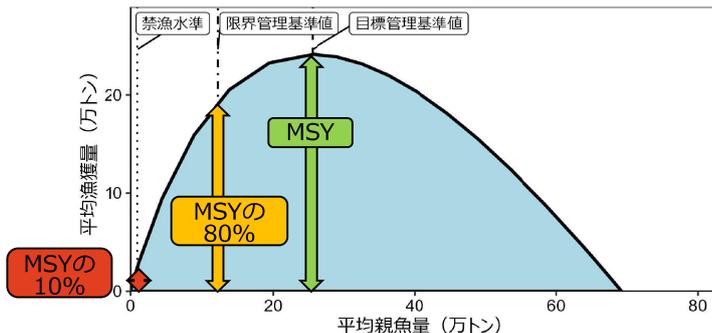


図5 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量(SBmsy)は25.5万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの80%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2024年漁期の親魚量	MSY	2024年漁期の漁獲量
25.5万トン	12.3万トン	0.9万トン	4.7万トン	24.0万トン	1.6万トン

3

# スルメイカ (秋季発生系群) ③

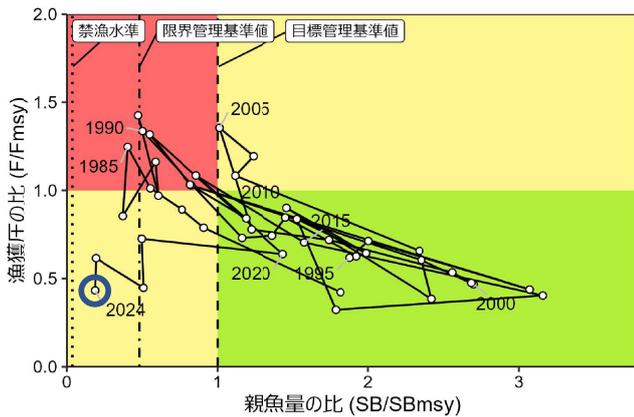


図6 神戸プロット (神戸チャート)

近年では、親魚量 (SB) は、2020年漁期に最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回ったが、2021年漁期以降はSBmsyを下回り、2024年漁期の親魚量はSBmsyの0.19倍であった。漁獲圧 (F) は、2020年漁期以降、SBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回り、2024年漁期の漁獲圧は、Fmsyの0.43倍であった。

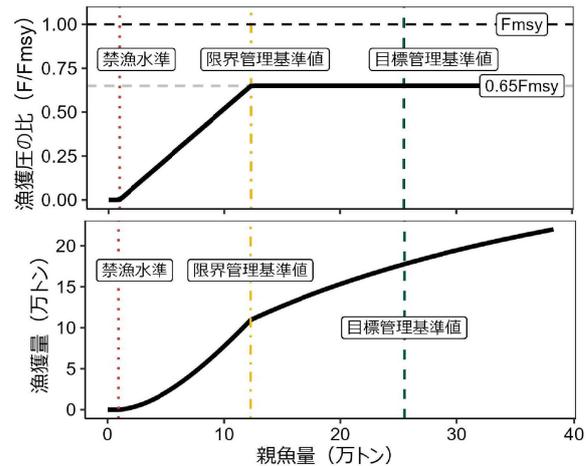


図7 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数である $\beta$ を0.65とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。

※漁獲圧・漁獲量は、本系群を漁獲する全ての国の合計。

4

# スルメイカ (秋季発生系群) ④

将来の親魚量 (万トン)

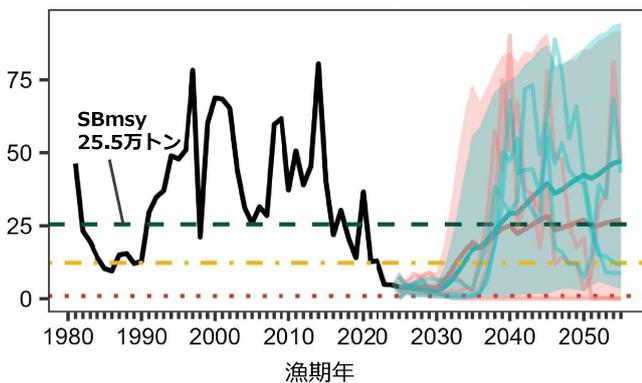
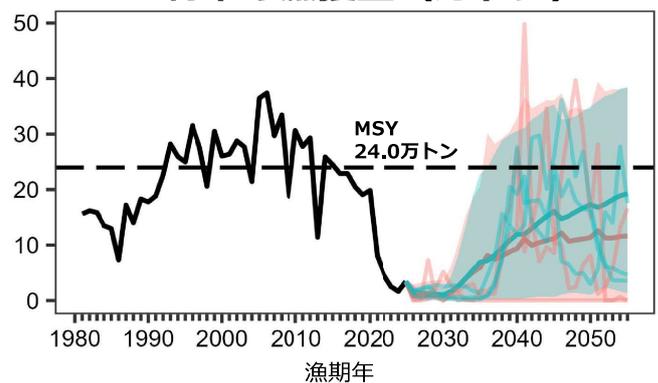


図8 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

加入量に近年の再生産関係の残差 (再生産関係式から期待される加入量からのずれ) を考慮し、 $\beta$ を0.65とする漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。

長期的には、親魚量の平均値は目標管理基準値より高い状態で推移する。漁獲量の平均値はMSYよりも低い水準で推移する。

将来の漁獲量 (万トン)



■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 ( $\beta=0.65$ )  
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果 (1万回のシミュレーションを試行) の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY  
----- 目標管理基準値  
----- 限界管理基準値  
..... 禁漁水準

5

## スルメイカ（秋季発生系群）⑤

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

$\beta$	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2044	2044年漁期に親魚量が目標管理基準値（25.5万トン）を上回る確率	
												2034年漁期に親魚量が限界管理基準値（12.3万トン）を上回る確率	
0.70	3.9	4.0	3.9	3.8	3.7	3.5	5.7	9.1	12.9	16.1	24.9	40%	40%
0.65		4.0	4.0	4.0	3.8	3.7	6.0	9.6	13.7	17.1	26.9	41%	43%
0.60		4.1	4.1	4.1	4.0	3.9	6.3	10.1	14.5	18.1	29.0	43%	46%
0.50		4.1	4.3	4.3	4.3	4.2	7.0	11.3	16.2	20.2	34.2	46%	53%
現状の漁獲圧		3.5	3.2	2.9	2.7	2.5	3.8	6.2	9.6	13.5	37.2	41%	65%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

$\beta$	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2044
0.70	3.6	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	1.4	2.5	4.0	5.1	10.7
0.65		0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1.4	2.5	4.0	5.1	10.8
0.60		0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	1.4	2.5	4.0	5.1	10.8
0.50		0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	1.3	2.4	3.8	4.8	10.6
現状の漁獲圧		1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.6	2.5	3.9	5.5	15.2

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.65$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2025年漁期の漁獲量は、日本および韓国の予測漁獲量と中国による漁獲量仮定値の合計値（3.6万トン）と仮定した。

この漁獲シナリオに従うと2026年漁期の平均漁獲量は0.8万トン、2034年漁期に親魚量が限界管理基準値（暫定管理基準値）を上回る確率は41%、2044年漁期に目標管理基準値を上回る確率は43%と予測される。併せて、 $\beta$ を0.5~0.7の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2022~2024年漁期の平均： $\beta=0.50$ 相当、親魚量および加入変動の予測に関する不確実性は考慮しない）の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2026年漁期のABC （万トン）	2026年漁期の親魚量 予測平均値（万トン）	現状の漁獲圧に対する比 （F/F2022-2024）	2026年漁期の漁獲割合 （%）
0.8	4.0	0.79	10

※ 表の値は今後も資源評価により更新される。

# 令和7年度資源評価結果の概要

## 冬季発生系群（主に太平洋を北上）

- 2025年の親魚量（※1）は15.0万トン。
- 目標管理基準値（※2）25.5万トンを下回るが、限界管理基準値（※4）14.5万トンを上回る。

年	資源量（万トン）（※5）	親魚量（万トン）
2023	9.5	4.0
2024	12.5	5.7
2025	32.5	15.0

- ※1 親魚量：漁期終了後まで生き残り、翌年の資源を生む親魚資源の量。
- ※2 目標管理基準値：最大持続生産量（※3）を実現することを目指して設定される、資源管理上の目標となる基準値。
- ※3 最大持続生産量（MSY）：現在および合理的に予測される将来の自然的条件の下で、持続的に漁獲することが可能な水産資源の数量の最大値。
- ※4 限界管理基準値：資源水準の低下により最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するための閾値。スルメイカについては、暫定管理基準値となっている。
- ※5 資源量：単年性のスルメイカについては、ある年に漁獲対象となった（加入した）資源の量。

0

## 今年度におけるスルメイカ資源量の増加の要因

### ポイント

- 今年の資源を生んだ親魚量（5.7万トン、推定値）は前年（4.0万トン）よりわずかに増加
- 産卵海域である東シナ海のうち、太平洋へ流れ出やすい南側において幼生が前年より多く分布しており、産卵量が多かったと推測
- 黒潮大蛇行解消に伴い、東シナ海から生育海域である黒潮統流域（東経140度以东）へ円滑に輸送（※1）される幼生が多かったと推測

- ※1 幼生の輸送：東シナ海で生まれたスルメイカは黒潮により太平洋沖合の生育海域に輸送される。粒子モデルによる輸送実験によると、近年は黒潮による輸送状況が好ましくなかった。2025年の実験結果では黒潮大蛇行の終息に伴い、円滑に多くの粒子が太平洋へ輸送された。

### 要因1. 親魚量と産卵場の環境

2025年の資源を生んだ親魚量（5.7万トン、推定値）は、2024年（4.0万トン）より大きい

2025年の再生産可能海域（※2）は2007年（※3）と比べると狭かった

調査船調査の結果では、再生産可能海域のうち太平洋へ流れ出やすい東シナ海南側の幼生が前年より多く分布

- ※2 再生産可能海域：スルメイカの産卵場として好適な環境条件を満たす海域でその面積が重要。東シナ海の水深100～500mかつ表面水温18～23℃の海域と定義。
- ※3 2007年：2007年は好適な水温環境が形成され再生産成功率（※4）が6.31で1997年以降で最大。なお、2025年は5.73（推定値）。1979～2025年の平均値は3.33、標準偏差は1.45。
- ※4 再生産成功率：（その年加入した資源尾数）÷（前年に産卵した親魚尾数）

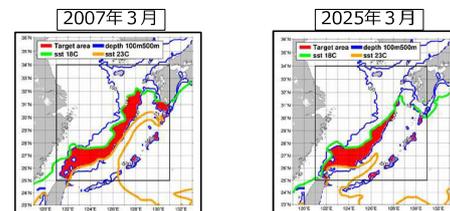


図1 2007（左）と2025年（右）の再生産可能域  
2025年は2007年に比べ全体的に狭く、特に北側が狭い。

### 要因2. 幼生の輸送（粒子生残輸送実験）

東シナ海から太平洋に輸送される幼生の割合が多かった

黒潮の大蛇行の終息に伴い、紀伊半島から房総半島沖の生育海域である黒潮統流域（東経140度以东）まで円滑に輸送される幼生が多かった可能性

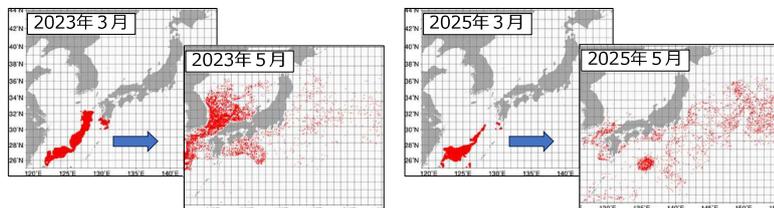


図2 2023年（左）と2025年（右）の粒子生残実験結果  
3月に東シナ海の再生産可能海域で生まれた幼生（に模した粒子）が海流により輸送された後の5月の分布状況を示している。太平洋へ輸送量は2025年の方が多い。

1

# 昨年度の資源評価からの変更点

## 1. 今後の加入の想定（バックワードリサンプリング法（※1））に関する変更

→将来予測（※2）に今年の加入状況を反映させた

変更前：資源評価当年である2025年のデータを含まない。2026年以降は2020～2024年のような加入状況が続くと仮定。

変更後：資源評価当年である2025年のデータを**含む**。2026年以降は**2021～2025年**のような加入状況が続くと仮定。

※1 バックワードリサンプリング法：直近の加入状況が直近の将来にも継続すると仮定して将来予測を行う方法。

※2 将来予測：資源評価結果を基に、将来の資源量や親魚量がどのように変化するかを予測すること。

## 2. 資源量の推定手法の変更

→資源量の指標となる調査データを追加した

変更前：10月までの小型いか釣り漁業のCPUE（※3）

変更後：上記に加え、**水産機構調査船等による8～9月に実施したいか釣り調査データのCPUE**

※3 CPUE：Catch Per Unit Effortの略で努力量当たりの漁獲量。漁業に従事した時間や回数等で漁獲量を割り比較できるようにしたもの。

## 3. 日本および韓国漁獲量の算出手法の変更

→2025年の実際の漁況を反映させた

変更前：直近3年間（2022～2024年）の漁獲量の平均値と2025年の資源量予測値から算出（**獲り残しが過大評価の可能性あり**）

変更後：日本及び韓国では2025年のTACが**全量消化**されるとした（**2025年の漁況からより実際に近いと推察される**）

2

2025年12月26日公開



## スルメイカ（冬季発生系群）①

スルメイカは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち主に冬季に東シナ海で発生し、太平洋を北上、秋・冬季に日本海を南下する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

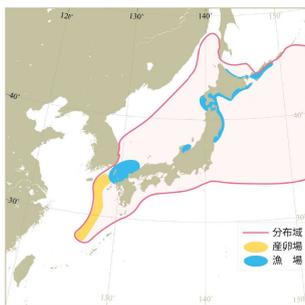


図1 分布域

太平洋、オホーツク海、日本海、東シナ海に分布するが、我が国における主な漁場は太平洋に形成される。産卵場は主に冬季に東シナ海に形成される。



図2 漁獲量の推移

漁獲量は1980年代は低水準で推移し、1989年漁期以降増加傾向に転じて1996年漁期には約40万トンになった。その後は比較的安定して推移していたが、2016年漁期以降大きく減少しており、2024年漁期の漁獲量は1.6万トンであった。そのうち、日本の漁獲量は1.4万トン、韓国は0.2万トン、ロシアは0トン、中国は0トンであった。

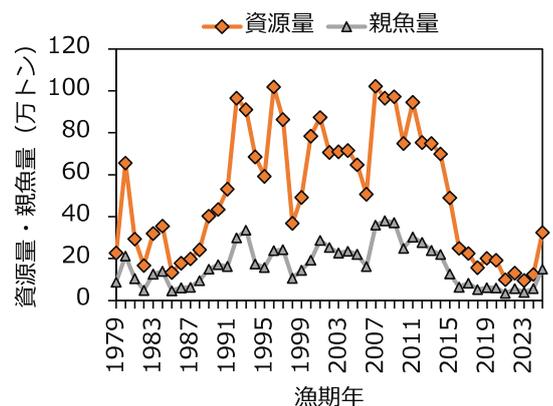


図3 資源量・親魚量

資源量は1990年漁期以降、概ね50万～100万トンで推移していたが、2015年漁期以降大きく減少に転じ、2025年漁期は32.5万トンと予測された。親魚量は直近5年間（2020～2024年漁期）で見ると横ばい傾向で、2024年漁期には5.7万トンであった。2025年漁期の資源量と親魚量は予測値である。

3

# スルメイカ（冬季発生系群）②

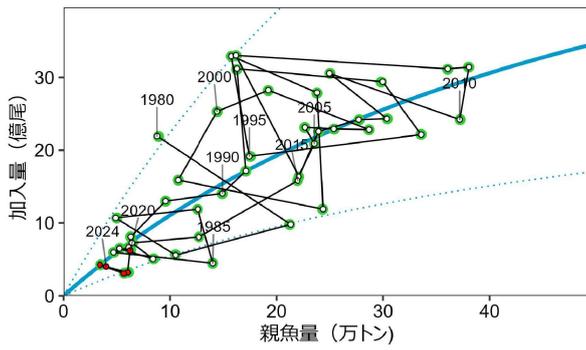


図4 再生産関係

1979～2022年漁期の親魚量と1980～2023年漁期の加入量\*に対し、ベバートン・ホルト型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸と赤丸は2025年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入した漁期年を示す。

\*本種の寿命は1年であるため、漁期後の資源量が親魚量、翌年の漁期前の資源尾数が加入量である。

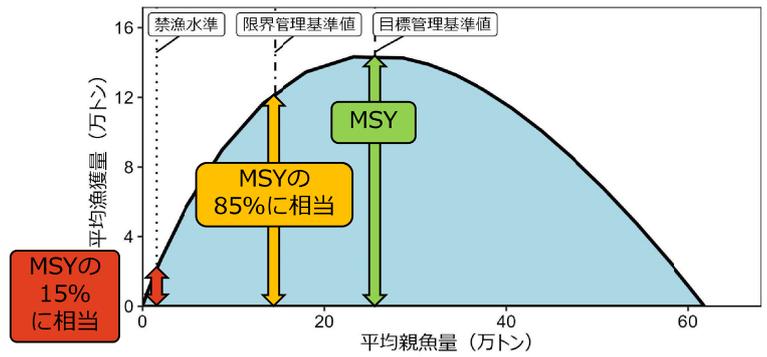


図5 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は25.5万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの85%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの15%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2024年漁期の親魚量	MSY	2024年漁期の漁獲量
25.5万トン	14.5万トン	1.6万トン	5.7万トン	14.4万トン	1.6万トン

4

# スルメイカ（冬季発生系群）③

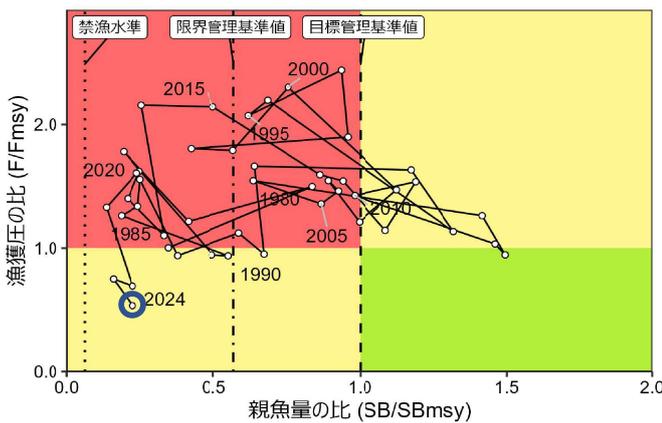


図6 神戸プロット（神戸チャート）

親魚量（SB）は、2013年漁期以降、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回り、2024年漁期の親魚量は、SBmsyの0.22倍であった。漁獲圧（F）は、2022年漁期以降、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回り、2024年漁期の漁獲圧は、Fmsyの0.53倍であった。

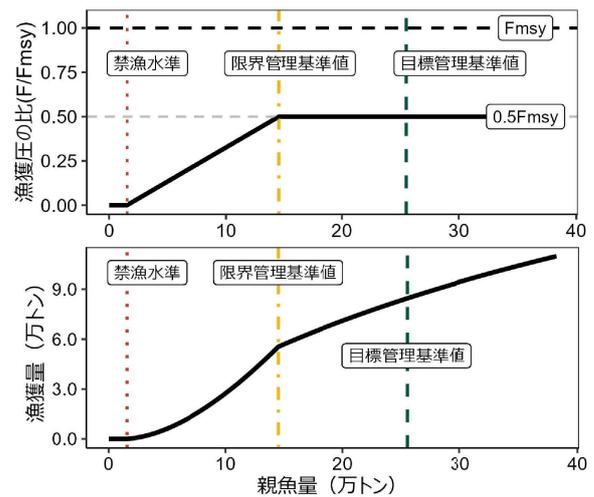


図7 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

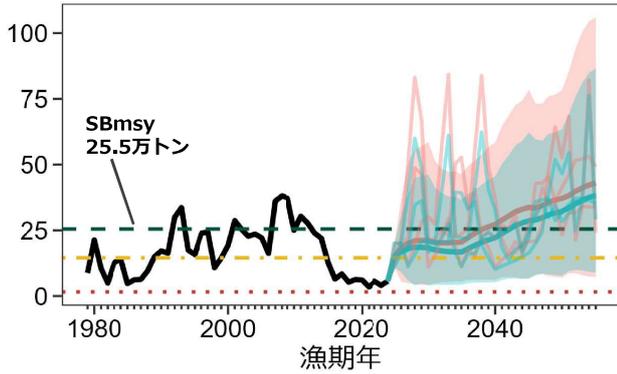
Fmsyに乗じる調整係数であるβを0.5とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。

※漁獲圧・漁獲量は、本系群を漁獲する全ての国の合計。

5

# スルメイカ（冬季発生系群）④

将来の親魚量（万トン）



将来の漁獲量（万トン）

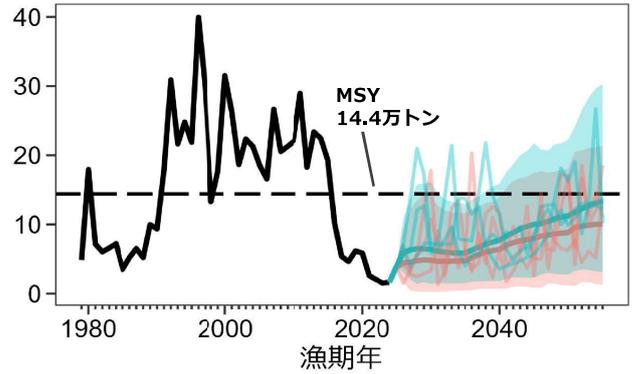


図8 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

加入量に近年の再生産関係の残差（再生産関係式から期待される加入量からのずれ）を考慮し、 $\beta$ を0.5とする漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。

長期的には、親魚量の平均値は目標管理基準値より高い状態で推移する。漁獲量の平均値はMSYよりも低い水準で推移する。

■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 ( $\beta=0.5$ )

■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

--- MSY

--- 目標管理基準値

--- 限界管理基準値

..... 禁漁水準

# スルメイカ（冬季発生系群）⑤

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

$\beta$	2024年漁期に親魚量が目標管理基準値（25.5万トン）を上回る確率												2024年漁期に親魚量が限界管理基準値（14.5万トン）を上回る確率	
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2044		
0.7	5.7	15.0	17.0	17.8	18.0	17.6	17.3	16.4	16.2	16.1	16.3	27.0	44%	45%
0.6			17.6	18.9	19.4	19.3	19.1	18.3	18.1	18.1	18.3	29.9	50%	51%
0.5			18.2	20.1	21.0	21.1	21.1	20.3	20.2	20.2	20.4	33.0	58%	58%
0.4			18.8	21.3	22.7	23.1	23.3	22.6	22.6	22.6	22.8	36.4	66%	64%
現状の漁獲圧			17.0	18.1	18.6	18.5	18.4	17.5	17.2	16.9	16.8	27.8	49%	50%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

$\beta$	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2044
0.7	1.6	3.9	6.0	5.8	5.7	5.6	5.4	5.1	5.0	5.0	5.1	8.9
0.6			5.2	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	4.9	4.9	5.0	8.5
0.5			4.4	4.6	4.7	4.9	4.8	4.7	4.6	4.7	4.7	7.8
0.4			3.6	3.8	4.1	4.3	4.3	4.2	4.2	4.2	4.3	6.9
現状の漁獲圧			6.0	6.3	6.5	6.5	6.4	6.1	6.0	5.9	5.9	9.7

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.5$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2025年漁期の漁獲量は、日本および韓国ではスルメイカをTAC上限まで漁獲すると仮定して算出した3.9万トンと仮定した。

この漁獲シナリオに従うと2026年漁期の平均漁獲量は4.4万トン、2034年漁期に親魚量が限界管理基準値（暫定管理基準値）を上回る確率は58%、2044年漁期に目標管理基準値を上回る確率は58%と予測される。併せて、 $\beta$ を0.4~0.7の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2022~2024年漁期の平均： $\beta=0.66$ 相当、親魚量および加入変動の予測に関する不確実性は考慮しない）の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2026年漁期のABC（万トン）	2026年漁期の親魚量予測平均値（万トン）	現状の漁獲圧に対する比（F/F2022-2024）	2026年漁期の漁獲割合（%）
4.4	18.2	1.00	14

※表の値は今後の資源評価により更新される。

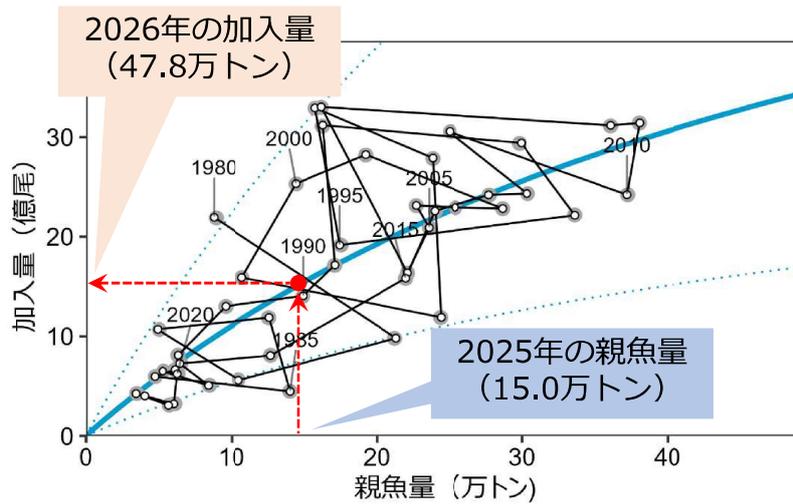
# 試算依頼（※1）への対応

※1 令和7年11月20日付の水産庁依頼

令和7年度資源評価結果に基づき、

1. 通常の再生産関係による2026年の加入量（資源量）を決定論的（※2）に算出
2. 令和7年度の漁獲管理規則に基づく漁獲量を算出

※2 加入量の上振れ・下振れを考慮せず、再生産関係上の資源量を算出



8

## 試算結果

$\beta$	ベースケース（※）による 算定漁獲量（万トン）	試算による算定漁獲量 （万トン）
0.50	4.4	5.7
0.45	4.0	5.2
0.40	3.6	4.6
0.35	3.2	4.1
0.30	2.7	3.5
0.25	2.3	3.0
0.20	1.9	2.4
0.15	1.4	1.8
0.10	0.9	1.2
0.05	0.5	0.6
0.00	0.0	0.0

※ 8枚目に示した将来予測結果（近年の加入状況を反映）

9

# スルメイカTAC管理について

令和8年2月  
水産庁

## 令和8管理年度以降のスルメイカTAC管理について

- 令和8管理年度は4月1日から始まるため、令和6年度と同様に複数回のステークホルダー会合を開催して議論するための時間が残されておらず、令和8管理年度以降複数年（3年又は5年）に亘って用いることを前提とした新たな漁獲シナリオの案を提示・議論の上、これを決定することは実態として困難。
- このため、
  - ① 令和7年度中に令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオを採用し、
  - ② 令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等を議論することとした。

## 令和8管理年度開始までのスケジュール

1月14日	資源管理方針に関する検討会(第7回)(ステークホルダー会合) (令和7年度資源評価結果の説明) (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案、国の留保の案等を提示し説明)
1月20日～	資源管理基本方針の一部変更の案に係るパブリック・コメント実施 (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案等) ※期間は1カ月
TACの当初配分(留保の数量)案等の調整を実施 (水産庁の調整・立ち合いの下、大臣管理区分4団体間で配分に用いる比率を決める確認書を締結)	
2月4日	資源管理方針に関する検討会(第8回)(ステークホルダー会合) (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案、国の留保の案等の取りまとめ) (TAC及び当初配分の案を提示し説明)
2月20日	水産政策審議会第143回資源管理分科会 (資源管理基本方針の一部変更の案、TAC及び当初配分の案等の諮問)
<知事管理漁獲可能量設定に係る関係海区漁業調整委員会への諮問(各都道府県)>	
4月1日	令和8管理年度開始(～令和9年3月末)

2

## 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオ(ステークホルダー会合で提示した選択肢)

選択肢	$\beta$ (漁獲圧力の調整係数)	TACの期中変更 ルール	令和8管理年度当初TAC (万トン)
案の①: 現行漁獲シナリオの継続 (当面は低い加入が継続すると仮定)	秋0.65 冬0.50	有	3.12
案の②: 現行漁獲シナリオの継続 (冬季発生系群は通常加入を仮定)	秋0.65 冬0.50	有	3.90
案の③: 「米国管理方式」の適用	-	無	6.84

ステークホルダー会合での議論を踏まえ、案の③を採用。

【TACと実績の推移(単位:トン)】

するめいか	R4(2022) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R7(2025) 管理年度	R8(2026) 管理年度
TAC	79,200	79,200	79,200	19,200 (25,800) (27,600)	68,400
実績	24,083	15,705	17,997		

注: 令和7管理年度の括弧内の数値は、期中変更後の数量。令和8管理年度の数量は水産政策審議会に諮問する案。

3

## 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオ（案の③）

- 「カナダマツイカ（スルメイカに似た単年性のイカ）に対する米国の管理方式」を適用する案。

$$\text{「ABC」} = \text{過去最高漁獲量} \times \frac{\text{直近の平均資源量}}{\text{過去最高漁獲量年の資源量}}$$

- 「直近の平均資源量」は、直近の傾向を考慮し直近3年分（令和5年～7年）の資源量の値を使用する。
- 令和8管理年度のTACは6.84万トン（下表）。
- 再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中変更する根拠がない。

	過去最高漁獲量 (a)	過去最高漁獲量年 資源量 (b)	直近3年の平均資源量(c)			「ABC」 (a×c/b)	
			2023年	2024年	2025年		
秋季発生系群	37.4万トン (2006年)	107.9万トン	11.7万 トン	12.3万トン	10.8万トン	12.0万トン	<b>4.1万トン</b>
冬季発生系群	31.5万トン (2000年)	78.4万トン	18.2万 トン	9.5万トン	12.5万トン	32.5万トン	<b>7.3万トン</b>



秋季発生系群 (主に日本海を北上) 「ABC」	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) 「ABC」	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計×0.6)
4.1万トン	7.3万トン	11.4万トン	6.84万トン

資料: 令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

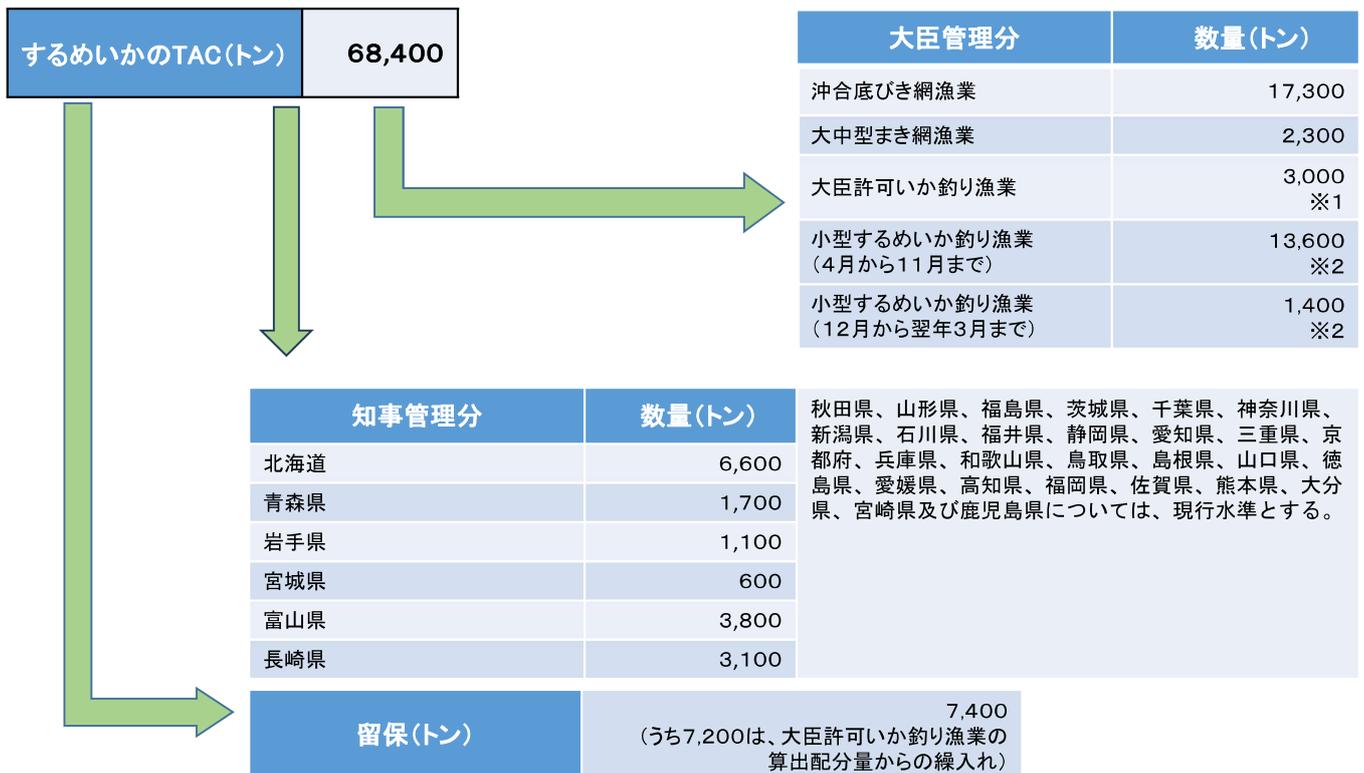
4

## 令和8管理年度のTAC管理について（暫定漁獲シナリオ以外）

国の留保（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とし、数量は200トンとする。</li> <li>大臣管理区分においては、消化が進まない場合に他の大臣管理区分・道県への振替えに対応するなど限られた配分量の有効活用のために、当初配分量の一部を国の留保に残しておくことができることとする。</li> <li>令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分することとする。</li> </ul>
目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い（案）	<p>以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県（青森県、岩手県、宮城県）については、令和8管理年度、配分量を明示することとする。</p> <p>&lt;要件1&gt; 令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。</p> <p>&lt;要件2&gt; 令和7管理年度の漁獲量が、700トンを超過している。</p>
その他（TACの期中変更）	<p>再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中改定する根拠がない等との水産庁説明に対して、案の③の暫定漁獲シナリオを支持する参加者の大半が、TACの期中変更を行うことについて検討の余地を残すことを求めた。</p>

5

## 令和8管理年度のTAC設定及び当初配分量について（案）



※1 大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、当該大臣管理区分の算出配分量の一部を、当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残しておくことができる旨の資源管理方針の規定に則して、大臣許可いか釣り漁業においては、算出配分量10,200トンのうち、7,200トンは国の留保に繰り入れることとする。

※2 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量(2月20日時点では未確定)は、令和8管理年度の国の留保に繰り入れたのち、算出配分量の比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。併せて、当該差し引く数量に応じて、小型するめいか釣り漁業(4月から11月まで)又は小型するめいか釣り漁業(12月から翌年3月まで)の大臣管理漁獲可能量を変更する。

6

## 令和9管理年度以降に向けた漁獲シナリオ及び期中変更等の検討

- 令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等は、令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、議論する。
- TAC期中変更ルールについては、令和7管理年度の期中の推定手法を研究機関でレビューした後、その結果を踏まえ、変更要件の明確化等ルールの検討を、水産機構の協力を得て行う。

### 【(参考)令和7管理年度のTAC期中変更】

- 令和7管理年度については、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、冬季発生系群については、TACの算定に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断し、TACを期中に変更。
- ステップ別に見た冬季発生系群の加入量の値は以下のとおり。
  - ✓ TAC算定に用いられた予測値:15.0万トン
  - ✓ 2度目の増枠時(11/5)の水産機構による予測値:49.8万トン(90%予測区間:33.6万~66.0万トン)
  - ✓ 令和7年度資源評価(12/26公表)に掲載された推定値:32.5万トン(上記予測区間下限値を若干下回る)
- 2度目の増枠時の水産機構による加入量の推定は、
  - ①小型するめいか釣り漁業のCPUEデータ(令和7年7月から9月までの道東主要港、浦河、函館、大畑、八戸、岩手県主要港、宮城県主要港の情報。以下同じ。)及び
  - ②過去の小型するめいか釣り漁業のCPUEデータと、推定された資源量の相関関係を用いて実施。

7

# 令和7管理年度のTAC管理について

8

## 令和7管理年度の動き

**令和7年4月1日**：令和7管理年度 開始（当初TAC 19,200トン）

**9月19日**：水産政策審議会 TAC変更（6,600トン増、変更後 25,800トン） 諮問・答申

**11月1日**：小型するめいか釣り漁業者 スルメイカの採捕停止（～令和8年3月31日）

**11月5日**：水産政策審議会 TAC変更（1,800トン増、変更後 27,600トン）及び追加配分 諮問・答申

**11月10日**：北海道 試験操業方針公表

**12月8日**：水産政策審議会 試験操業を実施しようとする県の「現行水準」から「数量明示」への変更  
（5県：山形県、兵庫県、鳥取県、山口県、長崎県）  
及び留保からの追加配分 諮問・答申

### 【融通の動き】

**令和7年11月25日**：大中型まき網漁業→北海道（200トン）

**12月25日**：北海道→大中型まき網漁業（200トン）、北海道→長崎県（200トン）、山形県→長崎県（70トン）

**令和8年1月9日**：大中型まき網漁業→長崎県（200トン）

9

## 【参考】令和7管理年度スルメイカのTACの配分等

	当初 配分数量	2/12時点 配分数量 (A)	2/12時点 漁獲量 (B)	B/A	超過数量 (B-A)
沖合底びき網漁業	2,600トン	7,795トン	7,630トン	98%	-
大中型まき網漁業	600トン	786トン	554トン	71%	-
大臣許可いか釣り漁業	2,300トン	2,831トン	1,528トン	66%	-
小型するめいか釣り漁業	2,800トン	5,757トン	8,090トン	141%	2,333トン
北海道	1,300トン	4,547トン	3,140トン	69%	-
富山県	700トン	915トン	203トン	22%	-
(12/8以降) 長崎県	目安数量 (550トン)	1,523トン	364トン	24%	-
(12/8以降) 山形県	目安数量 (105トン)	131トン	72トン	55%	-
(12/8以降) 兵庫県	目安数量 (50トン)	96トン	28トン	29%	-
(12/8以降) 鳥取県	目安数量 (50トン)	96トン	48トン	50%	-
(12/8以降) 山口県	目安数量 (50トン)	96トン	23トン	24%	-
「現行水準」の府県	2,200トン	1,627トン	5,021トン	309%	3,394トン
合計	12,500トン	26,200トン	26,700トン	102%	500トン
TAC総量	19,200トン	27,600トン	26,700トン	97%	-

	当初	追加 (9/19水政審)	追加配分した数量	残量 (2/12時点)
留保	6,700トン	6,600トン	9,500トン	1,400トン
	当初	追加 (9/19水政審)	追加 (11/5水政審)	2/12時点
TAC総量	19,200トン	6,600トン	1,800トン	27,600トン

○ 2月12日時点の留保の残量(1,400トン)の内訳

・追加配分の見込み  
富山県 400トン×3回 1,200トン

・超過リスクに  
備えた国の留保 200トン

10

## 令和7管理年度TAC報告数量(「現行水準」の府県)

	目安数量(※) (A)	2/12時点 漁獲量 (B)	(B)/(A)		目安数量(※) (A)	2/12時点 漁獲量 (B)	(B)/(A)
青森	305	1,485	487%	和歌山	50	20	40%
岩手	188	1,284	683%	京都	50	16	31%
宮城	100	709	709%	島根	124	124	100%
秋田	50	35	70%	徳島	10	15	154%
福島	50	17	34%	愛媛	50	71	142%
茨城	50	216	433%	高知	50	209	418%
千葉	100	39	39%	福岡	50	16	33%
神奈川	50	37	74%	佐賀	10	2	21%
新潟	186	144	78%	熊本	10	3	25%
石川	361	273	76%	大分	10	4	42%
福井	50	35	70%	宮崎	10	61	611%
静岡	100	90	90%	鹿児島	10	2	15%
愛知	50	23	45%				
三重	100	92	92%				

「現行水準」の府県全体の配分数量①	1,627トン
「現行水準」の府県全体の漁獲量(2/12時点)②	5,021トン
消化率(②/①)	309%
超過数量(②-①)	3,394トン

(※)表中の数値が10、50及び100となっている府県は、以下を意味する。

10: 基本シェアを用いて計算した数量が10トン未満の場合又は令和3年から令和5年の漁獲実績の平均が1トン未満の場合

50: 基本シェアを用いて計算した数量が10トン以上50トン未満の場合

100: 基本シェアを用いて計算した数量が50トン以上100トン未満の場合

11

## 参考資料

12

水産研究・教育機構作成資料

### 令和7年度資源評価結果の概要

#### 秋季発生系群（主に日本海を北上）

- ・ 2025年の親魚量（※1）は3.9万トン。
- ・ 目標管理基準値（※2）25.5万トンおよび限界管理基準値（※4）12.3万トンを下回る。

年	資源量（万トン）（※5）	親魚量（万トン）
2023	12.3	4.9
2024	10.8	4.7
2025	12.0	3.9

- ※1 親魚量：漁期終了後まで生き残り、翌年の資源を生む親魚資源の量。
- ※2 目標管理基準値：最大持続生産量（※3）を実現することを目指して設定される、資源管理上の目標となる基準値。
- ※3 最大持続生産量（MSY）：現在および合理的に予測される将来の自然的条件の下で、持続的に漁獲することが可能な水産資源の数量の最大値。
- ※4 限界管理基準値：資源水準の低下により最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するための閾値。スルメイカについては、暫定管理基準値となっている。
- ※5 資源量：単年性のスルメイカについては、ある年に漁獲対象となった（加入した）資源の量。

13

# 令和7年度資源評価結果の概要

## 冬季発生系群（主に太平洋を北上）

- ・ 2025年の親魚量（※1）は15.0万トン。
- ・ 目標管理基準値（※2）25.5万トンを下回るが、限界管理基準値（※4）14.5万トンを上回る。

年	資源量（万トン）（※5）	親魚量（万トン）
2023	9.5	4.0
2024	12.5	5.7
2025	32.5	15.0

- ※1 親魚量：漁期終了後まで生き残り、翌年の資源を生む親魚資源の量。
- ※2 目標管理基準値：最大持続生産量（※3）を実現することを目指して設定される、資源管理上の目標となる基準値。
- ※3 最大持続生産量（MSY）：現在および合理的に予測される将来の自然的条件の下で、持続的に漁獲することが可能な水産資源の数量の最大値。
- ※4 限界管理基準値：資源水準の低下により最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するための閾値。スルメイカについては、暫定管理基準値となっている。
- ※5 資源量：単年性のスルメイカについては、ある年に漁獲対象となった（加入した）資源の量。

14

## 今年度における資源量の増加の要因（冬季発生系群）

### ポイント

- ・ 今年の資源を生んだ親魚量（5.7万トン、推定値）は前年（4.0万トン）よりわずかに増加
- ・ 産卵海域である東シナ海のうち、太平洋へ流れ出やすい南側において幼生が前年より多く分布しており、産卵量が多かったと推測
- ・ 黒潮大蛇行解消に伴い、東シナ海から生育海域である黒潮統流域（東経140度以東）へ円滑に輸送（※1）される幼生が多かったと推測

- ※1 幼生の輸送：東シナ海で生まれたスルメイカは黒潮により太平洋沖合の生育海域に輸送される。粒子モデルによる輸送実験によると、近年は黒潮による輸送状況が好ましくなかった。2025年の実験結果では黒潮大蛇行の終息に伴い、円滑に多くの粒子が太平洋へ輸送された。

### 要因1. 親魚量と産卵場の環境

2025年の資源を生んだ親魚量（5.7万トン、推定値）は、2024年（4.0万トン）より大きい

2025年の再生産可能海域（※2）は2007年（※3）と比べると狭かった

調査船調査の結果では、再生産可能海域のうち太平洋へ流れ出やすい東シナ海南側の幼生が前年より多く分布

- ※2 再生産可能海域：スルメイカの産卵場として好適な環境条件を満たす海域でその面積が重要。東シナ海の水深100～500mかつ表面水温18～23℃の海域と定義。
- ※3 2007年：2007年は好適な水温環境が形成され再生産成功率（※4）が6.31で1997年以降で最大。なお、2025年は5.73（推定値）。1979～2025年の平均値は3.33、標準偏差は1.45。
- ※4 再生産成功率：（その年加入した資源尾数）÷（前年に産卵した親魚尾数）

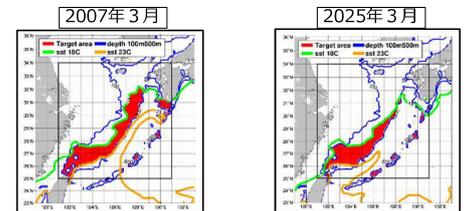


図1 2007（左）と2025年（右）の再生産可能海域  
2025年は2007年に比べ全体的に狭く、特に北側が狭い。

### 要因2. 幼生の輸送（粒子生残輸送実験）

東シナ海から太平洋に輸送される幼生の割合が多かった

黒潮の大蛇行の終息に伴い、紀伊半島から房総半島沖の生育海域である黒潮統流域（東経140度以東）まで円滑に輸送される幼生が多かった可能性

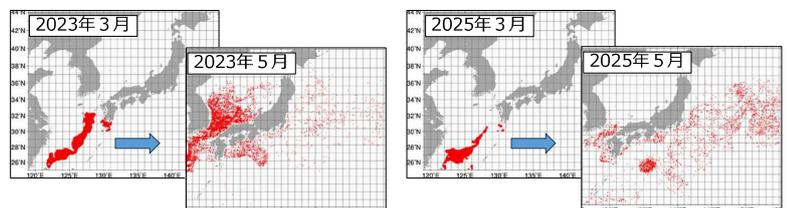


図2 2023年（左）と2025年（右）の粒子生残輸送実験結果  
3月に東シナ海の再生産可能海域で生まれた幼生（に模した粒子）が海流により輸送された後の5月の分布状況を示している。太平洋へ輸送量は2025年の方が多い。

15

## 第8回（2月4日）ステークホルダー会合の取りまとめ

### 1 暫定漁獲シナリオ

水産庁提案（「カナダマツイカに対する米国の管理方式」の適用；令和8管理年度TAC6.84万トン）を支持する参加者が多く、その大半が、TACの期中変更を行うことについて検討の余地を残すことを求める意見であった。一方、複数の参加者から、水産庁提案の漁獲シナリオでは、過大なTACとなっている、スルメイカを次世代に残すために資源を獲り残す管理とすべきとの意見が出た。

水産庁からは、①前者の意見に対し、TACの期中変更は、漁獲シナリオの考え方にそぐわないこと、変更ルールを導入するのであれば、TACの増加だけでなく削減も含めた形とする必要があるが、漁業者の計画的な操業を阻害するおそれがあることから、ルールの導入は困難であること、②後者の意見に対し、1年限りの暫定漁獲シナリオとしては採択可能と考えること、を説明した。

以上を踏まえて、水産庁提案の暫定漁獲シナリオを採用することとし、今回の会合での議論及びパブリック・コメント手続きで提出される意見を踏まえて、2月20日開催予定の水産政策審議会に諮問する資源管理基本方針の変更案を最終化することとする。

### 2 国の留保

TACの超過リスク等を考慮して定める国の留保は200トンとする。

定置網漁業への配慮として、水産庁から、令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分する考えを示したところ、複数の参加者から、これを歓迎する旨の意見があった。

それでもなお不安を訴える参加者に対し、水産庁は、融通の実現に向けた調整にコミットした。

### 3 目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い

「数量明示」に移行する水産庁提案（令和7管理年度の漁獲量が目安数量の2倍超かつ700トン超の府県：青森県、岩手県及び宮城県）に対する反対意見はなかった。

### 4 令和9管理年度以降に向けたTAC期中変更の検討

意見はなかった。

16

## TAC期中変更ルールを導入しない理由

【第8回（2月4日）ステークホルダー会合資料から引用】

●現行の期中変更ルールは、

- ✓ 単年性資源であることから再生産関係に基づく加入量の予測が特に難しいこと
- ✓ 冬季発生系群及び秋季発生系群ともに親魚量から期待される加入量を下回る近年の低加入が当面継続する仮定（バックワード・リサンプリングを行う）であること

を前提として、必要に応じてTACを増加させるために導入されたもの。暫定漁獲シナリオ案は、再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中変更する根拠がない

● このため、暫定漁獲シナリオ案の下でのTACは資源量の平均値から導かれるものであり、期中に入手可能な情報を平均値の対象にしてTACの期中変更ルールを導入するのであれば、TACの増加だけでなく、削減も含めた形で期中変更のルールを講じておく必要がある。しかしながら、令和8管理年度中のTAC削減は、暫定的な管理下であるにもかかわらず漁業者の計画的な操業を阻害するおそれがあることを踏まえた十分な事前調整が必要であることから、このルールの策定は現実的には困難である。

17

## するめいかに係る漁獲シナリオ等の変更について

### 1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の本則の第9の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (2) するめいかの現在の資源管理目標と資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）については、令和6年8月から12月にかけて3回開催した資源管理基本方針の本則の第8の1に基づく「資源管理の方針に関する検討会」における議論を経て令和7年2月に決定したものの。
- (3) 令和7管理年度の漁獲の状況等を受けて、漁獲シナリオの見直しを求める意見が出ていることを受け、令和8年1月14日及び2月4日に「資源管理の方針に関する検討会」を開催し、令和8管理年度限りの暫定的な漁獲シナリオの案、国の留保及び国の留保からの配分の案等について議論を行い、
  - ① 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオとして、「カナダマツイカに対する米国の管理方式」を適用した漁獲シナリオを選択すること
  - ② 国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とし、その数量は200トンとすること等が取りまとめられた。
- (4) その他、大臣管理区分である小型するめいか釣り漁業について、令和7管理年度において特定の地域における漁獲の集中など、地域間に不公平が生じているとの指摘があること等を踏まえ、期間別管理を導入することとした。
- (5) 以上を踏まえ、するめいかの漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙2-12」に関連する規定について、所要の変更を行う。
- (6) なお、なお、令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等については、令和8年にステークホルダー会合を複数回開催し、議論する。

### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
<p>(別紙2-12 するめいか) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ 令和8管理年度においては暫定的に、本資源に係る過去の最大の漁獲実績、過去の最大の漁獲実績が記録された年及び近年の資源の状況に基づき漁獲を管理する。</p> <p>2 (略) (削る)</p>	<p>(別紙2-12 するめいか) 第1～第3 (略) 第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ</p> <p>(1) するめいか秋季発生系群 令和6年(2024年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</p> <p>(2) するめいか冬季発生系群 令和6年(2024年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 漁獲圧力</p> <p>(1) するめいか秋季発生系群 1(1)及び2(1)の規定を踏まえたするめいか秋季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.65を乗じた値とする。</p> <p>② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を、①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。</p> <p>③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。</p> <p>(2) するめいか冬季発生系群 1(2)及び2(2)の規定を踏まえたするめいか冬季発生系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>① 親魚量の値が限界管理基準値以上の場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.5を乗じた値とする。</p>

1

<p>3 漁獲可能量の算定方法</p> <p>漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和8管理年度においては、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。</p> <p>(1) するめいか秋季発生系群 平成10年(1998年)以降で漁獲量が最も多かった年(以下「過去最大漁獲量年」という。)の漁獲量に令和5年(2023年)から令和7年(2025年)までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値</p> <p>(2) するめいか冬季発生系群 過去最大漁獲量年の漁獲量に令和5年(2023年)から令和7年(2025年)までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値</p> <p>(削る)</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1～3 (略) 4 するめいか小型するめいか釣り漁業(4月から同年11月まで) (1) 当該大臣管理区分に関する事項</p>	<p>(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。</p> <p>(3) ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。</p> <p>4 漁獲可能量の算定方法</p> <p>(1) 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年(2025年)から令和9年(2027年)までは、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。</p> <p>① するめいか秋季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(1)の漁獲圧力を乗じた値</p> <p>② するめいか冬季発生系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、3(2)の漁獲圧力を乗じた値</p> <p>(2) (1)ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。</p> <p>第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1～3 (略) 4 するめいか小型するめいか釣り漁業 (1) 当該大臣管理区分に関する事項</p>
---	--

2

① 水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。5に定める大臣管理区分において同じ。）

② (略)

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等  
(略)

5 するめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年3月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域

② 漁業の種類

小型するめいか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

① 水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② (略)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等  
(略)

(新設)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

6 するめいかその他大臣許可漁業

(略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。

(2) 国の留保及び国の留保からの配分

① 基本

国の留保は、漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものとし、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

② 大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、(1)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を、当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

③ 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

5 するめいかその他大臣許可漁業

(略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年ごとの漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとする。

3に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、これを配分する際には、都道府県を優先するものとする。

(削る)

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について  
前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和7管理年度から令和9管理年度においては、本規定は適用しない。

① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県(1)の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分(1)の比率

2 (略)

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について  
前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする(第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあつては、当該上限は適用しない。)

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1)~(4) (略)

5 適用除外

なお、令和8管理年度においては、4の規定は適用しない。

6 漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第5の4のするめいか小型するめいか釣り漁業(4月から同年11月まで)において、第5の4(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第5の5のするめいか小型するめいか釣り漁業(12月から翌年3月まで)の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7~第9 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。

管理年度の8月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする(第4の4の(1)のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあつては、当該上限は適用しない。)

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1)~(4) (略)

(新設)

(新設)

第7~第9 (略)

6

## 令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）するめいか T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

### 1 T A C（案）

#### （1）設定の考え方

- ① 令和 8 管理年度においては暫定的に、本資源に係る T A C 管理開始後の最大の漁獲実績、当該年の資源量及び直近の平均資源量に基づき漁獲を管理する。
- ② 具体的には、以下のア及びイに掲げる合計値に 0.6 を乗じた値を我が国の生物学的許容漁獲量とし、T A C は当該値を超えない量とする。

##### ア 秋季発生系群

T A C 管理開始後漁獲量が最も多かった平成 18 年（2006 年）の漁獲量に令和 5 年（2023 年）から令和 7 年（2025 年）までの資源量の平均値を乗じ、平成 18 年（2006 年）の資源量で除した値

##### イ 冬季発生系群

T A C 管理開始後漁獲量が最も多かった平成 12 年（2000 年）の漁獲量に令和 5 年（2023 年）から令和 7 年（2025 年）までの資源量の平均値を乗じ、平成 12 年（2000 年）の資源量で除した値

#### （2）令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
するめいか	68,400 トン

- （3）なお、令和 9 管理年度以降の漁獲シナリオ等については、令和 8 年にステークホルダー会合を複数回開催し、議論する。

#### （参考 1）別紙 2-12 の資源管理の目標

##### するめいか秋季発生系群

- （1）目標管理基準値：255 千トン（M S Y を達成するために必要な親魚量）
- （2）限界管理基準値：123 千トン（M S Y の 80% を達成するために必要な親魚量）
- （3）暫定管理基準値：123 千トン（限界管理基準値と同値）
- （4）禁漁水準値：9 千トン（M S Y の 10% が得られる親魚量）

するめいか冬季発生系群

- (1) 目標管理基準値：255 千トン（MSYを達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：145 千トン（MSYの85%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：145 千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：16 千トン（MSYの15%が得られる親魚量）

(参考2) するめいかTACの推移

単位：トン

特定水産資源	R8 (2026) 管理年度	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023) 管理年度	R4 (2022) 管理年度
するめいか	68,400	19,200 (25,800) (27,600)	79,200	79,200	79,200

(参考3) するめいかの漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023) 管理年度	R4 (2022) 管理年度	R3 (2021) 管理年度	R2 (2020) 管理年度
するめいか	17,997	15,705	24,083	26,915	36,304

**2 配分（案）**

- (1) TACの超過リスク等を考慮して定める国の留保は200トンとする。
- (2) TACから200トンを除いた分について、過去3か年（令和3年から令和5年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づいて配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。
- (3) 大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、(2)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を、当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外的大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残しておくことができる旨の資源管理方針の規定に則して、大臣許可いか釣り漁業においては、算出配分量10,200トンのうち7,200トンは国の留保に繰り入れる。
- (4) 上記(1)～(3)を行った令和8管理年度の当初配分は別紙のとおり。
- (5) 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量（2月20日時点では未確定）は、令和8管理年度の国の留保に繰り入れたのち、算出配分量の比率に応じて「数量明示」

の道県に配分する。併せて、当該差し引く数量に応じて、小型するめいか釣り漁業（4月から11月まで）又は小型するめいか釣り漁業（12月から翌年3月まで）の大臣管理漁獲可能量を変更する。

### 3 その他

（1）以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県（青森県、岩手県、宮城県）については、資源管理基本方針に基づき、管理上必要であるとして、令和8管理年度、配分数量を明示する。

＜要件1＞

令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。

＜要件2＞

令和7管理年度の漁獲量が、700トン（「数量明示」の道県で最小の富山県の当初配分数量）を超過している。

（2）長崎県については、資源管理基本方針に基づき、当該県の希望により、令和8管理年度、配分数量を明示する。

## 令和8管理年度するめいかTACの設定及び当初配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
するめいか	68,400

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	17,300
大中型まき網漁業	2,300
大臣許可いか釣り漁業	3,000 ※1
小型するめいか釣り漁業 (4月から同年11月まで)	13,600 ※2
小型するめいか釣り漁業 (12月から翌年3月まで)	1,400 ※2

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	6,600	秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。
青森県	1,700	
岩手県	1,100	
宮城県	600	
富山県	3,800	
長崎県	3,100	

留保(トン)	7,400 (うち7,200は、大臣許可いか釣り漁業の算出配分量からの繰り入れ)
--------	---

※1 大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、当該大臣管理区分の算出配分量の一部を、当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残しておくことができる旨の資源管理方針の規定に則して、大臣許可いか釣り漁業においては、算出配分量10,200トンのうち、7,200トンは国の留保に繰り入れることとする。

※2 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量(2月20日時点では未確定)は、令和8管理年度の国の留保に繰り入れたのち、算出配分量の比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。併せて、当該差し引く数量に応じて、小型するめいか釣り漁業(4月から11月まで)又は小型するめいか釣り漁業(12月から翌年3月まで)の大管理漁獲可能量を変更する。

**令和 8 管理年度における  
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について  
(するめいか)**

**1 背景**

令和 7 管理年度において、するめいかの漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2-12 の第 6 の 4 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間又は大臣管理区分間で行う融通に伴う数量の変更

**2 令和 8 管理年度の取扱い**

以下に掲げる数量の変更については、事後報告で対応できることとする。なお、令和 8 管理年度においては、75%ルールに則して行う国の留保からの追加配分は行わない。

- (1) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間又は大臣管理区分間で行う融通に伴う数量の変更【継続】
- (2) 資源管理基本方針別紙 2-12 の第 6 の 1 の (2) の ② に基づき国の留保に繰り入れられた大臣管理区分の算出配分量の一部の
  - ① 当該大臣管理区分への追加配分
  - ② 当該大臣管理区分と配分を受ける者（数量を明示した道県又は当該大臣管理区分以外の大管管理区分に限る。）との間の合意による数量を用いた、当該配分を受ける者への追加配分
 に伴う数量の変更【新規】
- (3) 資源管理基本方針別紙 2-12 の第 6 の 5 に基づき行う、するめいか小型するめいか釣り漁業（4 月から同年 11 月まで）の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰入れ及び国の留保からのするめいか小型するめいか釣り漁業（12 月から翌年 3 月まで）への追加配分に伴う数量の変更

## 【新規】

### **3 数量変更に伴う手続**

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

### **4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い**

上記 2 によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）